

江東区外国語専門員講師派遣事業委託事業者選定基準

令和6年10月21日

1 目的

この選定基準は、江東区外国語専門員講師派遣事業委託事業者選定委員会設置要領に基づき、江東区外国語専門員講師派遣事業の委託先候補者を選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 基本的事項

江東区外国語専門員講師派遣事業を受託する事業者は、日常の日本語活用能力が極めて困難な児童、生徒、園児（以下「児童等」という）の学校教育の効果を高めるため、児童等に寄り添った日本語指導等を行う外国語専門員（以下「専門員」という）を有し、さまざまな言語に対応して指導を行える企業でなければならない。

また、児童等に対する日本語指導だけではなく、学校の教員に対して、適切な日本語指導にかかる助言を行える企業でなければならない。

また、受託する企業は、優れた講師を安定的に雇用し、十分な研修を受けた専門員を安定して学校に派遣するとともに、経営状態が堅調な企業でなければならない。

3 事業者選定基準

- (1) 外国語専門員講師派遣事業委託において、安定した事業運営ができること。
- (2) 公立学校における日本語指導を十分に理解し、派遣する専門員に必要な資質及び能力についての考え方が明確であること。
- (3) 教員による児童等への日本語指導の重要性を理解し、日本語指導を担当する教員に必要な資質及び能力についての考え方が明確であること。
- (4) 外国語専門員講師派遣事業における高い実績があり、安定的に専門員を派遣するとともに、専門員の服務等の管理が徹底されていること。
- (5) 学校との連絡を円滑に行うため、管理責任者を適切に配置できること。
- (6) 法令を遵守し、適正な請負業務を行うことができること。

4 事業者選定審査評価基準

別紙のとおり

5 事業者選定審査方法

書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングの得点順により、契約を締結する委託先候補者を選定する。